



VUCA(ブーカ)時代! ?

●先の読めない時代

もう一年以上続く新型コロナウイルスの感染拡大。米国の累計死者数は第二次世界大戦の戦死者30万人を大きく超え、ワクチンの効果を期待しながらも感染拡大はいまだ世界中で続いています。

コロナ禍の感染症に対する恐怖はもとより、人の移動が制限された国家の分断、インバウンドの消失、営業自粛、資金繰り不安、外出禁止やテレワークの拡大による購買行動の変化、ライフスタイルの変化、雇用の流動化、そして近い将来に予想される金融不安等々... そんな経験は「何が起ころるか分からない先の読めない時代」として私たちの心に刻み込まれようとしています。

●VUCAとは

そんな中、最近よく耳にするのか「VUCA(ブーカ)」という言葉です。

元々は1990年代の後半に軍事用語として知られ始めた言葉ですが、2010年代になると変化が激しく先行き不透明な経営環境と相まってビジネス用語としても使われるようになりました。感染症だけでなく、気候変動やテクノロジーの進化、急激な人口変動や格差社会等々あらゆるリスク要因が頻繁に到来する経営環境を指しています。さらに2020年からのコロナ禍による世界的な混乱の中で「先の読めない時代」の一番判り易い表現方法として頻繁に使われるようになったようです。

VUCAとは、次の四つの頭文字を取っています。『**V**(Volatility: 変動性) IT技術の進化による「顧客ニーズの顕著な変化」等。**U**(Uncertainty: 不確実性) 突発的、不確実な変化により「見通しが立てにくく」なること等。**C**(Complexity: 複雑性) 単純・一律ではない国別や個別の要因を配慮した「複雑な経営戦略が必要」になっていること。**A**(Ambiguity: 曖昧性) 経営環境の急速な変化により「誰にも正解が分からない」という現実』...つまり、経営計画を立てる時の「前提条件」の捉え方が異次元レベルに予測不能、複雑化、個別化、流動化し始めているということを指しているのだと思います。

●VUCA時代を乗り切るために

これに対して、将来予測が難しいので計画が立てられないとか計画自体に意味がないとか... そんな極端な意見も見られますが、原理原則は何ら変わりません。変わらないどころか、ますます理念経営・計画経営の必要性が高まっていると感じています。

この「VUCAの時代」を乗り切るために必要な三つのポイント...

(1) ミッション・ビジョンを明確にする

目指すものが明確であれば環境が変動しても方向性が揃って筋の通った判断ができます。

また、目指すもの(目的)が明確だからこそ柔軟に戦略(手法)を変える自己革新力が高まるのです。

(2) 情報収集力・IT理解を高める

テクノロジーの発達は業界や自社のビジネスモデルに決定的な変化を与えます。

自社の業種に関わらずITオンチは経営者として経営戦略を見通す力を著しく欠如させます。

(3) 仮説思考力と実行力を高める

仮説→実行→検証の経営サイクルは変わりません。ただそのスピードと精度が高度に求められます。

先見力による「仮説思考」そして仮説を実行して結果を検証し次の仮説に繋げる即時実行力が必要です。

◆消費税における「総額表示方式」の完全義務化

2021年4月1日より、消費者に対して商品やサービスを提供する事業者は「値札」や「広告」などに価格を表示する場合には、支払総額を表示する「総額表示方式」が完全義務化されます。従来の「税抜き価格表示」では、消費者が最終的に支払う金額がわかりにくく、また、同じ商品やサービスでも「税抜き価格表示」の店舗と「税込み価格表示」の店舗が混在し、消費者が価格を比較しづらい状況が生じていたため、「総額表示」を義務化することにより価格の比較が容易になることや消費税に対する国民の理解が深まると期待されています。

●総額表示義務の背景

「総額表示義務」は2004年4月1日から消費税法において事業者は消費者に対して価格を表示する場合には、税込み価格で表示することが義務付けられていますが、2014年4月と2019年10月の消費税率引き上げ時に、事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により特例が設けられ、2013年10月1日から2021年3月31日までは、一定の要件に該当する場合には「税込み価格表示」を要しないとされてきました。

●総額表示の対象(対象外)の商品・サービス

【 対 象 】 事業者が不特定多数、かつ、多数の者に「あらかじめ価格を表示」する場合

例) 商品値札、商品陳列棚、商品カタログ、ネット販売ページなど

【 対象外 】 不特定多数、かつ、多数の者に「あらかじめ価格を表示するものでない」場合

例) 契約書、請求書、見積書、領収書など

●認められる表示例

「税込み価格」と判る表示であれば、消費税額や税抜き価格を表示しても良いとされています。

- (1) 11,000円(税込)
- (2) 11,000円(税抜価格10,000円)
- (3) 11,000円(うち消費税等1,000円)
- (4) 11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)
- (5) 11,000円(税抜価格10,000円、消費税率10%)
- (6) 10,000円(税込11,000円)

★ 税込み価格表示が極端に小さい場合や文字間余白、行間余白に問題がある場合は、明瞭に表示されていないと認められる場合があるので注意が必要です。

●免税事業者の取り扱い

免税事業者は、消費税の「総額表示義務」の対象外となっておりますが、消費者が支払うべき価格を表示することが望ましいとされています。

●罰則規定

現時点では「総額表示義務」をしない場合の罰則は定められていない為、消費税法違反等で処罰されることはありませんが、消費者に「税込み価格」が伝わるように表示することが求められています。

●最後に

「総額表示の完全義務化」の目的は、消費者が商品やサービスを購入する際、最終的に支払う価格の誤認を防止することが主な目的です。財務省HP等を参考に適正な価格表示に対応しましょう。不明点がございましたら、お気軽に担当者へお問い合わせください。

★ 悩める相続第18弾！

政府が「所有者不明土地」対策を本格化させています。所有者不明土地とは誰が所有しているのかが分からない土地のことで、相続の際に親の家や土地の名義変更をせず、長年放置することで発生します。

政府は不明状態になった土地の相続人の割り出しを始めたのに続き、通常国会に相続登記を義務化することなどを柱とする法案を提出しました。成立すれば2023年度から順次施行されると見られています。

この流れを受けて親の家をどう相続するのかを早めに検討する必要が出てきました。

● 相続空き家放置は禁物！

政府は2018年度から所有者不明の土地の相続人を戸籍から調べ、登記を促す事業を開始しました。

2020年末時点で約5万人の相続人が判明したようで、政府は所有者不明土地対策の関連法案を3月上旬に国会に提出する方針です。

特に注意していただきたいポイントを3つレポートします。

● 不動産登記法改正案の主なポイント

1つは土地・建物の相続登記の義務化です。現在、登記は任意で申請期限もありますが、改正案では相続開始から3年以内に登記することが義務付けられます。期間内に登記せず、催促にも応じない場合は10万円以下の過料となります。不動産売買の所有権移転では登記義務がないのに比べて異例の厳しい措置と言えます。不動産の所有者が住所などを変えた場合も2年以内の登記を義務付け、応じない場合は5万円の過料がかかるようにする方針のようです。

● 遺産分割協議に期限

2つ目のポイントは遺産分割協議に期間を設けることです。亡くなった人の遺言がない場合には相続人の話し合いで誰がどの財産をどれだけ相続するかを決める必要があります。これを遺産分割協議といい、現在は法律上の期限はありません。

現状では親の家が老朽化したり立地が不便であったりして子どもが住まず、売却や賃貸も難しい場合は相続先が決まらないで放置される要因になっていました。

改正法案は相続開始から10年を過ぎると原則として法定相続割合で分けるようになります。相続人が希望しなくても法定相続分の土地を所有させられる可能性があるのです。

3つ目は「土地所有権の国庫帰属制度」の新設です。相続人が不要と判断した土地を国が引き取る仕組みで、相続人は10年分の管理費を払います。売却や賃貸の困難な市場価値の乏しい不動産を抱える相続人のニーズは強いとみられます。

ただし引き取ってもらうには国の審査があります。対象となる土地は更地が条件であるため、建物があれば相続人の負担で解体する必要があります。このほか抵当権が設定されていない、境界争いがない、土壌汚染がないなどの条件を満たす必要があります。

政府が相続登記などを義務化するのは、所有者不明土地問題が深刻なためです。公共事業や都市再開発で土地の買収に時間が掛かったり、草木が生い茂って周辺に迷惑を掛けたりしかねません。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

特に地方では所有者不明土地が目立ちます。都市部への人口移動や少子高齢化を背景に相続人の土地所有意識が希薄化していることと、土地を利用したいというニーズも低下していることが原因と考えられます。不動産が後の世代にとって「負債産」にならないように対策が必要です。

今月の yoko-so



yoko-so新体制になりました！

税理士法人横浜総合事務所 株式会社横浜総合アカウンティング

代表 山本 歩美

お客様企業の経理サポートを基盤に、IT化支援業務、バックオフィスの効率化コンサル等経営者の迅速な経営判断をサポートします。



Team戦略経営支援
グループリーダー 今井



Team戦略経営支援
グループリーダー 藍場



Team戦略経営支援
グループリーダー 土屋



Team戦略経営支援
グループリーダー 濱崎



Team戦略経営支援
グループリーダー 大川



Team会計財務支援
マネージャー 波寄



株式会社横浜総合エクスペリエンス ＜横浜総合M&Aセンター＞

代表取締役 泉 敬介

TEAM yoko-so 管理・総務部門としてネットワーク・提携先を含めたTEAMを統括すると同時に、M&A、理念経営コンサル業務を担います。

株式会社横浜総合マネジメント

代表取締役 栃倉 恒敬（企業再生士補）

MAS監査による未来創造業務の専担部門としてTEAM yoko-soの中核を担い、資金コンサル、事業再生コンサル等のサービスを提供します。

株式会社横浜総合フィナンシャル

代表取締役 西尾 剛（相続診断士）

生損保代理店業務を中心にしてお客様のリスクマネジメントをサポートし、個人のライフプラン設計、資産運用設計までをカバーします。



立春が過ぎ、少しずつ春を感じる気候になってきましたがいかがお過ごしでしょうか。無事に冬を越すことができホッとする一方、感染症対策にはより一層気を引きしめ取り組んでまいります。

yoko-soでは今年から上記のように組織体制を再編し、よりお客様への貢献に尽力するための組織作りをしています。各リーダーをはじめ、私たち一同誠心誠意お客様のビジョン実現をサポートしてまいります。

昨年はコロナの影響で異例の年となりましたが、今後どのようなことが起こっても力強く生き抜く組織になっていく所存です。チーム一丸となってパワーアップしていきますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します！

次号予告・編集後記

来月はいよいよ確定申告の時期となります。yoko-soでは3月上旬を所内期限としておりますので、来月号では確定申告完了のご報告ができるはずです…！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

経営とは、人として正しい生き方を貫くことだ。

(京セラ、KDDI 創業者 稲盛和夫)

稲盛さんらしい一言。「経営とは生き様」という言葉と同義。それを探し求めるプロセスの中で人としての価値が育つのかも知れません。分かるけれど、重いな～(笑)

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (vol. 154)

★ 2月1日付けで開業をサポートさせていただいておりました動物病院が無事にオープンいたしました。緊急事態宣言発出中での開業準備、スタッフ採用、内覧会と順調に進んで参りました。特に内覧会に関しては感染症拡大防止のため、3密を避けてソーシャルディスタンス、消毒、マスク、検温と十分なコロナ感染対策を施して開催いたしました。天気にも恵まれて多くの方に内覧いただきました。コロナ感染拡大がまだまだ衰えを見せませんが、これからも「WAO!」でしっかりとサポートして参りたいと思います。(NISHIO)

★ コロナを意識する生活から1年、私自身の働く環境も大きく変化しました。リモート環境の整備によりどこでも仕事ができ、WEB会議システムの浸透から訪問することなくお客様との面談が可能に…。1月のスケジュールを振り返っても会社以外で仕事をしている時間が3割、3割程度のお客様とはWEB会議で情報共有をしています。これまでの地域を意識したサービスの根底から見直しが必要な時代だと感じます。環境の変化にどう進化できるのか？これからが本当の生存競争なのかも知れません。(TOCHIKURA)

★ まだまだ寒い日が続きますが、陽ざしも暖かくなってきたこともあり週末に散歩をする機会が増えました。最近のいちばんの遠出は三ツ沢の我が家から山下公園まで歩いて、ガンダムを見に行ったこと。密が気になって遠くから眺めただけですが、それでも子供のころのドキドキ感がよみがえって、角度が変わったり、腕が動いたりするたびにおー！と歓声が出てしまいました。“アニメの世界の遠い未来”だと思っていたものが現実になる。想像できることは現実にできる。そんな勇気をもらった一日になりました。(YAMAMOTO)

★ 2月14日午前11時30分、エベレスト以来二年半ぶりの雪山、八ヶ岳阿弥陀岳の山頂に立ちました。三日前の11日の夜から食当りになり下痢と嘔吐で一日半の絶食、病院で薬を貰いおじやだけを食べ続けた一日半、そして四日目の朝下痢が収まったのを確認して絶好の晴天に誘われて家を出ましたが…当然お腹の中は空っぽでパワー・ゼロでへろへろ。5時間歩いて氷雪の絶頂に立ちました。360度の大展望。

19歳の冬、友人のUとブリザードの中を駆け登った阿弥陀岳は私の「心の山」、そして今はその麓に家を建て人生の後半を過ごそうとしています。その翌年Uは黒部奥鐘山西壁の冬季初登ルートを目指したまま帰



らぬ人となり四十数年経った今も見つかりません。45年前のあの日から山はただ凜と気高く聳え続けています。すべてが泡沫のように変化し流れていく世で「心の山」はコルクボードに止めたピンのように自分の在り方を思い起こさせます。きっと来年も、再来年も、命の続く限り登り続ける山…それが「心の山」なんですね。(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2021年3月9日(火)・17(水)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第122回「変わらなければならぬ時代だからこそ変わらない価値を見つける」

講師：株式会社セルディビジョン

マネージャー／ブランドクリエイター 岡田 龍一

日時：2021年3月18日(木)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム(オンラインでの参加も可)

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります